

副食費の施設による徴収に係る補足給付費（令和3年9月～4年3月分）の申請について  
【令和3年度の課税額が不明な人向け】

日頃より岩倉市の幼児教育・保育行政にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
ございます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおり給付の額及び申請方法等をご案内いたします  
ので、対象の人は期日までにご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 補足給付費の制度概要と給付額

- ・幼稚園に通っている児童が、一定の条件を満たす場合に、幼稚園に支払った給食費のうち副食費に対して給付が受けられる制度です。
- ・令和3年9月1日から令和4年3月31日までの期間（岩倉市に住民票があった期間に限る）について、1か月ごとに(1)と(2)を比較して低い方の額が給付されます。  
(1)実際に施設に支払った副食費（米やパンなどの主食費は対象外）  
(2)4,500円

2 補足給付費の給付を受けられる人（対象者）

- ・同じ世帯に属する人の令和3年度市町村民税所得割の合算額が77,101円未満（年収が概ね360万円未満相当の世帯）の児童
- ・課税額に関わらず、小学校3年生までの児童で上から数えて第3子以降に当たる児童

◎この案内を受け取った人は、保護者が A 令和3年1月1日に岩倉市以外の市町村に住んでいた、または B 令和2年中の所得の申告をしていない ために、市で税額が確認できず補足給付費の対象者になるかどうかの判定ができていない状態です。

◎ご自身が補足給付費の対象者の条件に当てはまると思われる場合は、次のとおり事前準備をしていただいたうえで申請してください（申請は任意です）。

[Aに該当]令和3年1月1日に住民票があった市町村で「令和3年度課税証明書」を取得してください。

[Bに該当]岩倉市役所の税務課で令和2年中の所得の申告をしてください。

[AB両方に該当]令和3年1月1日に住民票があった市町村で所得の申告を行い、「令和3年度課税証明書」を取得してください。

※両親ともに該当する場合は、それぞれの分の事前準備が必要です。

◎審査の結果、対象外となる場合もありますのでご承知おきください。

3 提出していただく書類

①「副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書兼請求書」

②実際に施設に支払った副食費の領収証の写し

③振込先の口座番号等が確認できる資料（通帳の写し等）

④令和3年度課税証明書【Aに該当する人のみ】

※②は幼稚園が発行します。今回給付を受けようとする期間について記載されているものを全て添付してください。

※兄弟で同じ口座に振り込む場合は、③の提出は1枚で結構です。

※兄弟で申請の場合は、④の提出はAの該当者1人につき1枚で結構です。

#### 4 申請の期限及び提出先

- ・令和4年4月8日（金）までに幼稚園に提出してください。
- ・提出に関して園から別途指示がある場合は、その指示に従ってください。
- ・②が園からお手元に届くのは4月に入ってから可能性があります。金額以外の部分をあらかじめ記入しておくなど、事前の準備をお願いします。

#### 5 給付金の支払予定時期

- ・令和4年5月下旬を予定しています。7か月分を一括で支払います。

【問合先】 岩倉市 子育て支援課 保育グループ 担当：宮田  
電話：0587-38-5810（直通）